## 弁護士学校講師派遣事業 主権者教育指導案 (2時限その1)

(民主制)

授業のねらい

- ①現在の日本の憲法では、間接民主制を原則としていることを理解する。
- ②間接民主制、直接民主制のそれぞれの長所と短所を理解する。
- ③主権者は、代表者を選ぶ時だけではなく、日常的に社会問題に関心をもつことが重要であることを理解する。
- ④立憲主義の意義を理解する。

	では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、まましいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	
	授業の進行	留意点
導入 (8分)	講師の自己紹介など。(各講師の創意工夫で話をしてもらえればよく、自己紹介に限る必要はない)。 ※時間が限られるので、簡潔に。 ・日本国憲法の条文を配布して、ワークシートQ1に関係する憲法を条文を記入する。 (なお、憲法条文の全部を配布して作業をしてもらうと時間がかかるので、下記の該当する条文のみピックアップしたものを配布して、担当者が講義として説明するほうが導入としては良いと思われる。) ※前文、41条、43条により日本の憲法では間接民主制が基本となっている(なお、95条、96条1項)	
	ことを説明する。 ・速やかに展開(1)につなげる。 ※第1限で模擬投票をした場合、模擬投票で代表者を選ぶことを行ったが、代表者を選ぶのではなく直接物事を決めるという方法もあるのでは?という投げかけをして展開(1)につなげるやり方もある。	
展開(1)	特定の問題について、国民投票になじむかなじまないかを考える。 ・ワークシートQ2を記入して、グループで話し合う。 ※「なじむか、なじまないか」という設問であることに注意(「すべきか、すべきでないか」という問いにしていない)。事例⑤を除いて結論がどちらでもかまわない。 ※事例⑤を取り上げる場合、財産権の保障について説明するとともに立憲主義の意義を説明する。 ※事例④は憲法95条とも関係するように思われるが、憲法95条は一の地方公共団体のみに適用される特別法である場合の住民投票の実施に関するものであり、この設問はあくまでも「国民投票になじむかどうか」ということで考えてもらう。住民投票についての説明などは、導入を含めて一言触れる程度におさえる。)	ワークシートの5つの事例は、例示である。また、事例を全部取り上げると時間がって受業を進める方がよい。 ※各事例は憲法上の専門教育ではないことや時間の都高さいるが、特に細かな解説しない。(最後に時間があまれば、立ち戻って解説してもよい)
展開(2) (12分)	直接民主制と間接民主制のメリット、デメリットを理解する。 ・ワークシートQ3を記入して、グループで話し合う。	
まとめ (10分)	※現在の制度は、間接民主制が基本だが、代表者にすべて委ねてよいのか?(例えば、ワークシートQ2の回答で、国民投票になじまないという回答が多かったものについて、本当に代表者だけで勝手に決めてもかまわないものなのか?)という疑問を投げかける。 (間接民主制のデメリットである、政治的無関心という問題を提示。) ★社会の重要な課題については、自分自身にも関係することを理解する。 ★主権者の役割は、代表者を選ぶことだけではなく、代表者による行動をチェックすることや、社会全体の問題について絶えず関心を持つことが重要であることを理解する。 ※ヒラリー・クリントン 米大統領選挙敗戦後の演説に関する記事よりヤフーニュース(BuzzFeed Japan 11/10(木) 3:14配信)より引用 (http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20161110-00010000-bfj-int) 『クリントン氏は「憲法に基づく民主主義」について、もう一つ付け加えた。 「憲法に基づく民主主義は、私たちの参加を求めます。4年に1度の選挙のときだけではありません。常に参加を求めているのです。だから、できることをやりましょう。私たちが大切にしている理念や価値を前に進めていくために。私たちの経済を富裕層だけでなく、みんなのものにするために。私たちの国を、私たちの地球を守るために」』	